物品購入契約書（案）

契　約　件　名	全自動散薬分包機一式購入
契　約　金　額	金　　円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金　　円
契　約　種　別	■　総価契約　　□　概算契約
品名・規格・数量等	別紙仕様書のとおり
納　入　期　限	令和9年3月31日まで
納　入　場　所	千葉県山武市成東250番地 地方独立行政法人さんむ医療センター
保　証　事　項	□　契約保証金　　円　　□　履行保証保険 □　免除（地方独立行政法人さんむ医療センター契約規程第29条第　号適用）
そ の 他 特 記 事 項	

上記の物品について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な買入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書２通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

〇〇〇〇年〇月〇日

発　注　者　　住　所　千葉県山武市成東250

氏　名　地方独立行政法人さんむ医療センター

理事長　　㊞

受　注　者　　住　所

氏　名　　㊞

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別紙の仕様書、図面及び明細書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の買入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
２　受注者は、契約書記載の物品を契約書記載の納入期限までに納入し、引渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
３　仕様書等に明示されていないもの、又は仕様書、図面及び明細書の交互符合しないものがある場合は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者又は発注者の指定する職員の指示に従うものとする。
４　納入を完了するための一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
５　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
６　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
８　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
９　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。
10　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
11　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
12　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
（法令上の責任）
第２条　受注者は、関係法令の規定を守らなければならない。
（契約の保証）
第３条　受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金の納付を行わなければならない。ただし、発注者から契約保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。
２　前項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもってこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「違約金等」という。）に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに違約金等を請求する。
（権利義務の譲渡）
第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
（契約の変更及び中止等）
第５条　発注者が、必要と認めるときは、発注者は、この契約の変更若しくは履行の一時中止又は発注者と受注者とが協議のうえ契約の解除をすることができる。この場合において、契約金額又は納入期限その他契約条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
（受注者の請求による納入期限の延長）
第６条　受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない理由によりこの契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、発注者に対して遅滞なく書面によりその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。
（一般的損害等）
第７条　物品の引渡し前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。
２　受注者は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。
（検査）
第８条　受注者は、物品を頭書の納入場所に納入したときは、書面により発注者又は発注者の指定する職員に通知し検査を受けなければならない。
２　発注者は、前項の通知を受けた日から14日以内に、受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。
３　受注者は、正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
（検査における不合格等）
第９条　検査の結果、不合格と判定されたときは、受注者は、自己の費用をもって遅滞なくこれを修補、代品との取替え又は不足分の引渡しを行い、改めて検査を受けなければならない。この場合の検査については、前条の規定を準用する。

（減価採用）
第10条　前条の規定にかかわらず、検査の結果、当該物品に僅少の不備がある場合で、発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から修補、代品との取替え又は不足分の引渡しが困難と認めたときは、相当の価格を減価のうえ、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。
（物品の引渡し）
第11条　第８条第２項の検査に合格したとき及び前条の減価採用を認めたときは、発注者は直ちに当該物品の引渡しを受ける。
（中間検査）
第12条　発注者は、必要がある場合には、履行前に出来形部分について、検査を行うことができる。
（契約代金の支払い）
第13条　受注者は、第11条の規定による引渡し完了後、所定の手続きに従って契約代金の支払いを請求することができる。
２　発注者は、前項の支払い請求があったときは、請求月の翌月末までに契約代金を支払わなければならない。
（指定部分に対する代金支払等）
第14条　性質上可分である物品について、発注者があらかじめ可分部分として引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）の物品を頭書の納入場所に納入したときは、第８条から第11条及び第13条の規定を準用する。この場合「契約代金」とあるのは、「指定部分に対する契約代金相当額」とする。
（納入費用等の負担）
第15条　受注者は、この契約に基づく物品の納入及び撤去その他契約の履行に必要なすべての費用について負担する。
２　前項の規定において、受注者が撤去することを遅滞したときは、発注者は、受注者にかわり撤去し、その費用を受注者に請求することができる。
（契約不適合責任）
第16条　第10条による場合を除き、引渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、当該物品の修補、代品との取替え又は不足分の引渡しによる追完を請求することができる。
２　前項の場合において、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。
３　第１項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
(1) 追完が不能であるとき。
(2) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。
(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても、契約の目的を達するのに足りる追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
４　第１項及び前項の規定にかかわらず、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は追完または代金の減額を請求することができない。
（履行遅延の場合における損害金）
第17条　受注者の責めに帰すべき理由によりこの契約の履行を遅延した場合において、発注者は、契約金額（第10条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額）につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額である延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。
２　前項の場合において、第14条の規定による指定部分で引渡しを受けた部分があるときは、これに相応する契約代金相当額を延滞違約金の算定にあたり契約金額から控除する。
３　発注者の責めに帰すべき理由による契約代金の支払い並びに検査が遅延したときは、受注者は、発注者に対して、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
（不当な取引制限等に係る損害賠償金）
第18条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この

契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。
(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令（同法第７条の９第２項又は第20条の２から第20条の６までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第２項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。
(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。
(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
２　前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第３条若しくは第８条第１号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の６に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。
３　第１項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から、支払の日における民事法定利率（民法第404条第３項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。
（発注者の解除権）
第19条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1) 正当な理由なくこの契約の全部または一部を履行しないとき。
(2) 正当な理由なく第16条第１項の追完がなされないとき。
(3) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
(4) 前各号のほか契約事項に違反したとき。
２　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
(1) 第４条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
(2) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
(5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
(7) 受注者が第21条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(8) 受注者が、次のいずれかに該当する者（以下「反社会的勢力」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
エ　暴力団関係企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務に遂行等におい

て積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
オ　総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等のおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
カ　社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装して、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
キ　特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
ク　前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
(a) 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
(b) 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
(c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前号に掲げる者を利用したと認められること。
(d) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
(e) その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認めること。
(9) この契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき。
(10)受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
3　前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。
4　前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
（反社会的勢力の排除に伴う契約の解除）
第20条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。
(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が反社会的勢力に該当することが判明した場合。
(2) 受注者の下請負人等が反社会的勢力に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めたが、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。
2　前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
（契約不適合の担保期間）
第20条の２　引渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、追完、損害、賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除は、発注者がその不適合を知ったときから１年以内に受注者に通知しなければ、することができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
（受注者の解除権）
第21条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。
(1) 第５条の規定により契約を変更したため契約金額が３分の２以上減少したとき。
(2) 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約が履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
(3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
2　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
（解除による物品の処理）
第22条　この契約を解除したときは、発注者の選択により既納物品を受注者の費用で引き取らせ又は発注者が認定する代金を受注者に支払い、既納物品を発注者に帰属させることができる。
（賠償金等の徴収）
第23条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。
（相殺）
第24条　第３条第２項の規定による充当した額を除き、受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指

定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

（契約に関する紛争の解決）

第25条　この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼することができる。

２　前項の規定による解決のために要する費用は、発注者と受注者とで平等に負担する。

（補則）

第26条　この契約書に定めのない事項については、地方独立行政法人さんむ医療センター契約規程及び地方独立行政法人さんむ医療センター会計規程に従い、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

（概算契約）

第27条　この契約書の頭書に概算契約である旨の記載がなされている契約（以下この条において「概算契約」という。）にあっては、明細書記載の数量及び契約書記載の金額は概算であり、発注者の都合により増減することがある。この場合にあっては、契約金額の確定は、実納入数量に契約書又は明細書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。

２　本契約が概算契約である場合、契約書中「契約金額」は、契約書記載の概算金額のことをいう。ただし、第17条においては、「実納入数量に契約書又は明細書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。